

令和 3 年度

第 1 回保健所運営協議会議案

令和 3 年 8 月

旭川市保健所

目 次

(1) 協議事項

保健総務課

初期救急医療体制における小児科の診療時間の変更について	1
-----------------------------------	---

(2) 報告

保健総務課

令和2年度事業報告	4
-----------------	---

令和3年度事業計画	6
-----------------	---

医務薬務課

令和2年度事業報告	8
-----------------	---

令和3年度事業計画	9
-----------------	---

健康推進課

令和2年度事業報告	10
-----------------	----

令和3年度事業計画	13
-----------------	----

保健指導課

令和2年度事業報告	15
-----------------	----

令和3年度事業計画	16
-----------------	----

衛生検査課

令和2年度事業報告	17
-----------------	----

令和3年度事業計画	20
-----------------	----

旭川市動物愛護センター

令和2年度事業報告	22
-----------------	----

令和3年度事業計画	24
-----------------	----

旭川市食肉衛生検査所

令和2年度事業報告	25
-----------------	----

令和3年度事業計画	26
-----------------	----

旭川市保健所運営協議会における協議事項

担当課 保健総務課

【協議事項】

初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更について

1 趣旨

在宅当番医制により行っている土曜日、休日等における小児科の初期救急診療については、令和3年11月1日から診療時間の1時間短縮（終了時間の1時間繰上）を検討していることから、委員の御意見を伺いたい。

なお、7月15日～8月16日の期間で市民からの意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

2 初期救急医療体制の状況

(1)経過

①昭和52年に、土曜日、休日等における比較的軽症な救急患者に対する初期救急医療の診療体制を整備。

土曜日 13時～18時

休日等 9時～18時

②平成26年12月から、小児科の準夜帯の診療方法を、在宅当番医制から市立旭川病院でのセンター方式に変更。あわせて、平日の診療開始時間を1時間繰下。

18時～22時 在宅当番医 ⇒ センター方式（市立旭川病院）

平日 18時～22時 ⇒ 19時～22時

③平成30年12月から、内科及び外科の夜間、休日等における在宅当番医療機関による診療時間を1時間短縮（終了時間の1時間繰上）

夜間 18時～22時 ⇒ 18時～21時

土曜日 13時～18時 ⇒ 13時～17時

休日等 9時～18時 ⇒ 9時～17時

(2)課題

小児科においても、医師の高齢化、新規開業医が増えていないこと等から協力当番医療機関の負担が長年の課題となっており、現行の体制を維持するためには見直しが必要。

(3)見直しの検討及び結果

- ・初期救急医療体制は、市民の安心、安全な生活を確保するため、今後も維持する必要があることから、関係団体との協議も踏まえ検討。
- ・初期救急医療体制の維持には、在宅当番医による診療体制を持続可能なものとしなければならない、市民の理解や協力を得た上で在宅当番医の負担を軽減するため診療時間を短縮する必要がある。

3 診療時間の変更内容

在宅当番医（小児科）の診療時間

	現在	変更後
土曜日	13時～18時	13時～17時
休日等	9時～18時	9時～17時

※休日等：日曜日，国民の祝日及びその振替日，年末年始，8月15日

※インフルエンザの流行等，特別な状況がある場合は，医師等への事前相談により対応を検討する。

4 今後のスケジュール

- 7月15日 民生常任委員会でパブリックコメントの実施を報告
- 7月15日～8月16日 パブリックコメント実施
- 9月中旬 民生常任委員会でパブリックコメントの実施結果を報告
実施決定
- 9月中旬 市民，関係機関へ周知（ホームページ，市民広報誌，
新聞，フリーペーパー等）
- 11月1日 小児科の診療時間短縮実施

5 参 考

- 初期救急医療体制 別紙のとおり

旭川市初療救急診療体制

【初療】

	平日					土曜日					休日（日・祝・年末年始）				
	小児科	内科	外科	特殊	薬局	小児科	内科	外科	特殊	薬局	小児科	内科	外科	特殊	薬局
7:00															
8:00															
9:00											9:00~18:00 (在宅当番)	9:00~17:00 (在宅当番)	9:00~17:00 (在宅当番)	9:00~8:00 (オンコール)	
10:00															
11:00															
12:00															
13:00						13:00~18:00 (在宅当番)	13:00~17:00 (在宅当番)	13:00~17:00 (在宅当番)	13:00~8:00 (オンコール)						
14:00															
15:00															
16:00															
17:00															
18:00		18:00~21:00	18:00~21:00	18:00~8:00		18:00~22:00 (市病センター)	18:00~21:00 (在宅当番)	18:00~21:00 (在宅当番)		18:00~22:00 (センター)	18:00~22:00 (市病センター)	18:00~21:00 (在宅当番)	18:00~21:00 (在宅当番)	18:00~22:00 (センター)	
19:00	19:00~22:00 (市病センター)	(在宅当番)	18:00~8:00 (在宅当番)	(オンコール)	19:00~22:00 (センター) ※小児のみ			18:00~8:00 (在宅当番)							
20:00															
21:00															
22:00	22:00~8:00 ※翌朝平日の場合は7:30まで 夜間急病センター(市病)					22:00~8:00 夜間急病センター(市病)					22:00~8:00 ※翌朝平日の場合は7:30まで 夜間急病センター(市病)				
23:00															
24:00															
1:00															
2:00															
3:00															
4:00															
5:00															
6:00															
7:00															
8:00															
9:00															

時間短縮部分

3

※外科（在宅当番）

※特殊診療科

※薬局センター

年間 18:00~21:00/257日, 18:00~8:00/108日 目途

5診療科（精神科, 皮膚・泌尿器科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻咽喉科）

ナナカマド薬局

【令和2年度の主な事業】

1 休日・夜間等急病対策事業 【事業費見込額 103,001 千円】

市民の健康と命を守るため、休日や夜間等での急病患者を診療した。

(1) 実施内容及び対象者診療範囲

- ①初療 休日・夜間等の救急診療で応急措置を要する患者
 - ・当番医療機関及び夜間急病センター（市立旭川病院内）
（詳細は別紙のとおり）
 - ・小児の夜間は市立旭川病院（調剤は旭川薬剤師会）
- ②二次診療 入院や手術を必要とする重症救急患者
 - ・市立旭川病院，旭川赤十字病院，旭川厚生病院，旭川医療センター，旭川医科大学病院（輪番制）
 - ・小児は旭川厚生病院
- ③三次診療 複数の診療科にわたる重篤救急患者の救命医療
 - ・救命救急センター（旭川赤十字病院）

(2) 受診者数，事業費

	受診者数		事業費
	人数	回数	
①初療 当番医療機関	16,326 人	11 人/当番回	55,997 千円
夜間急病センター	2,782 人	8 人/日	—*
小児科調剤	1,087 人	3 人/日	5,500 千円
②二次診療	6,547 人	18 人/日	19,032 千円
小児科	503 人	2 人/日	15,452 千円
③三次診療	8,304 人	23 人/日	7,020 千円

*保健所では支出していないが財政課から他の事業と合わせて支出

2 休日等歯科対策事業 【事業費見込額 38,658 千円】

市民の健康な生活を確保するため、道北口腔保健センター運営委員会委員及び協力医等により、休日での救急患者や心身障がい者の歯科診療を実施。

- (1) 実施施設 ・道北口腔保健センター歯科診療所
- (2) 受診者等
 - ・休日救急歯科診療（日・祝・年末年始） 398 人
 - ・心身障がい者歯科診療（水/午後・金・土） 1,424 人

●救急診療時間

		9:00	13:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00	8:00*
平日	内科					当番医療機関			夜間急病センター
	外科					当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科						市立旭川病院		夜間急病センター
土曜	内科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター
	外科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科		当番医療機関				市立旭川病院		夜間急病センター
日曜日 祝日 年末年始 等	内科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター
	外科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科		当番医療機関				市立旭川病院		夜間急病センター

*当番医療機関のときは翌8:00まで

*翌朝平日の場合は7:30まで

【令和3年度の主な事業】

1 休日・夜間等急病対策事業 【事業費 110,169千円】

市民の健康と命を守るため、休日や夜間等での急病患者を診療する。

(1) 実施内容及び対象者診療範囲

- ①初療 休日・夜間等の救急診療で応急措置を要する患者
 - ・当番医療機関及び市立旭川病院（夜間急病センター）
（詳細は別紙のとおり）
 - ・小児の夜間は市立旭川病院で診療（旭川薬剤師会で調剤）
- ②二次診療 入院や手術を必要とする重症救急患者
 - ・市立旭川病院，旭川赤十字病院，旭川厚生病院，旭川医療センター，旭川医科大学病院（輪番制）
 - ・小児は旭川厚生病院
- ③三次診療 複数の診療科にわたる重篤救急患者の救命医療
 - ・旭川赤十字病院（救命救急センター）

(2) 事業費

	事業費	支出先
①初療 当番医療機関	59,093千円	旭川市医師会
夜間急病センター	—*	—
小児科調剤	5,500千円	旭川薬剤師会
②二次診療	19,167千円	4基幹病院
小児科	19,389千円	旭川厚生病院
③三次診療	7,020千円	旭川赤十字病院

*保健所では支出していないが財政課から他の事業と合わせて支出

2 休日等歯科対策事業 【事業費 39,675千円】

市民の健康な生活を確保するため、道北口腔保健センター運営委員会委員及び協力医等により休日での救急患者や心身障がい者の歯科診療を実施する。

- (1) 実施施設 ・道北口腔保健センター歯科診療所
- (2) 受診者等 ・休日救急歯科診療（日・祝・年末年始）
・心身障がい者歯科診療（水/午後・金・土）

●救急診療時間

		9:00	13:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00	8:00*
平日	内科					当番医療機関			夜間急病センター
	外科					当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科						市立旭川病院		夜間急病センター
土曜	内科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター
	外科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科		当番医療機関				市立旭川病院		夜間急病センター
日曜 祝日 年末年始 等	内科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター
	外科		当番医療機関			当番医療機関			夜間急病センター又は当番医療機関
	小児科		当番医療機関				市立旭川病院		夜間急病センター

*当番医療機関のときは翌8:00まで

*翌朝平日の場合は7:30まで

【令和2年度の主な事業】

【事業費見込額 2,375千円】

- 1 医療機関等に係る立入検査・申請届出等に関する業務
医療法等の関係法令に基づき、所要の申請届出等を受け検査するとともに、医療機関等の管理運営及び構造設備等に関して行政指導を行うことにより、適正な医療提供を推進した。
〔主な実績〕 医療関係施設等の立入検査等（11件：前年度61件）
- 2 薬局及び医薬品販売業等に係る立入検査・申請届出等に関する業務
医薬品法等の関係法令に基づき、所要の申請届出等を受け検査するとともに、薬局及び医薬品販売業等の管理運営等に関して行政指導を行うことにより、適正な医薬品提供を確認した。
〔主な実績〕 薬事等監視指導(立入)等（81件：前年度219件）
- 3 介護保険施設及び介護サービス事業所に係る実地指導・届出等に関する業務
医療系サービスを提供する介護保険施設及び事業所の届出等を受け検査するとともに、適正な運営等について助言・指導を行うことにより、適正な介護サービスの提供が行われていることを確認した。
〔主な実績〕 介護保険施設等に対する実地指導（0件：前年度81件）
- 4 医務薬務関係業務に関する普及啓発
関係機関及び団体と連携して医薬品、毒劇物及び違法薬物等に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、健康被害及び事故防止、医薬品等の安全使用対策を推進した。
 - (1) 「薬と健康の週間」等を中心としたポスター等の掲示
 - (2) 薬物乱用防止対策として懸垂帯の掲示、啓発資材（チラシ、リーフレット、ティッシュ）等の配布
 - (3) 「野生大麻及び不正けし撲滅運動」期間を中心とした啓発資材（チラシ、リーフレット）等の配布及び野生大麻等の除去の実施
 - (4) 「愛の献血助け合い運動」等の期間を中心としたポスター等の掲示
 - (5) 献血の推進（旭川市献血推進協議会に対する支援及び事務局業務）
- 5 医療安全支援センターの運営
市民からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する医療安全情報を提供した。
 - (1) 〔主な実績〕 医療相談件数（284件：前年度367件）
 - (2) 医療安全に関する研修会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【令和3年度の主な事業】

【事業費 2,608 千円】

1 医務関係業務

- (1) 医療法に基づく医療機関への計画的な立入検査の実施
- (2) 医療機関新規開設の許可申請等の処理
- (3) 市民からの苦情や相談に係る立入検査の実施

2 薬務関係業務

- (1) 医薬品等の適正な管理、販売及び品質保持を図るため、薬局開設者及び医薬品販売業者等への計画的な立入検査の実施
- (2) 薬局新規開設の許可申請等の処理
- (3) 市民からの苦情や相談に係る立入検査の実施

3 介護保険施設等（医療系サービス＊）関係業務

- (1) 介護保険施設・事業所（医療系）への計画的な実地指導の実施
- (2) 介護保険施設・事業所（医療系）新規開設等の許可申請等の処理
- (3) 介護保険施設等・事業所（医療系）に係る市民からの苦情や相談への対応
 - ＊施設：介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設
 - ＊事業所：訪問看護，訪問リハ，通所リハ，居宅療養管理指導実施医療機関

4 医務薬務関係に係るその他の業務

- (1) 医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識の普及啓発（「薬と健康の週間」等）
- (2) 薬物乱用防止に関する普及啓発の実施
- (3) 野生大麻・不正けし撲滅運動の実施（普及啓発事業の実施及び野生大麻等の抜去）
- (4) 献血の推進（「愛の献血助け合い運動」等の普及啓発事業の実施）
- (5) 旭川市献血推進協議会に対する支援及び事務局業務

5 医療安全支援センターの運営

市民からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療安全推進検討会及び研修会を通じ、医療機関に対する医療安全情報の提供等により、医療機関における医療安全の確保に係る取組を支援する。

【令和2年度の主な事業】

<健康推進係>

1 がん対策事業 【事業費見込額 208,822 千円】

市民にがん検診（胃がん，子宮がん，乳がん，肺がん，大腸がん），HPV 検査及びピロリ菌検査の機会を提供し，がんの早期発見・早期治療により，がんによる死亡者数の減少を図るとともに，がん予防意識の普及啓発を行った。

2 健康増進対策事業【事業費見込額 714 千円】

市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的に，健康づくり意識の高揚を促すため，健康づくりへの取組状況に応じ賞品等が当たる「あさひかわ健康マイレージ事業」等を実施した。

3 歯科保健推進事業【事業費見込額 3,073 千円】

国が提唱する，80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした「8020 運動」を推進するために，市民の口腔衛生意識の普及啓発を行う歯周病ケア普及歯科検診や幼児虫歯予防事業費補助などの歯科保健事業を実施した。

4 難病相談支援事業【事業費見込額 5,449 千円】

北海道からの委託業務として，難病患者等を対象とした医療受給者証の交付申請受付及び特定医療費（指定難病）支給に係る申請受付等を行うとともに難病に関する相談に対応した。

<保健予防係>

1 感染症予防対策事業（新型コロナウイルス感染症を除く）

【事業費見込額 10,587 千円】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，患者発生時や平常時など各状況に応じ，各種感染症に対する意識啓発による予防対策や患者等への医療サービスの提供及びまん延防止のための各種検査等を実施した。

全数把握対象の発生状況

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	計
平成 30 年度	0	35	17	19	107	178
令和 元年度	0	27	79	17	85	208
令和 2 年度	0	30	7	23	32	92

2 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチンを除く）

【事業費見込額 836,138 千円】

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施した。令和 2 年度は令和 2 年 1 月の法改正により令和 2 年 10 月からロタウイルスに係る予防接種を実施した。

(1) 事業実績

ア A類疾病に基づく定期の予防接種（こどもの予防接種）

15 ワクチン 延べ 60,501 人接種

イ B類疾病に基づく定期の予防接種（高齢者等の予防接種）

2 ワクチン 73,127 人接種

ウ 風しんの追加的対策

風しん抗体検査 4,521 人 , 予防接種 782 人

エ 風しん助成事業

風しん抗体検査 209 人 , 予防接種 531 人

オ ロタウイルス感染症予防接種 延べ 1,776 人接種

<こころの健康係>

1 精神障がい者医療費助成事業【事業費見込額 14,066 千円】

精神科病院に入院した精神障がい者に対し、入院医療費の一部を助成することにより、治療の徹底と社会復帰を促進し、精神障がい者の福祉の増進を図った。

2 地域精神保健活動【事業費見込額 2,564 千円】

精神障がい者の社会復帰を推進するため、精神保健関係機関等との連携を図るとともに、精神科医や保健師等による相談、保健指導を実施したほか、精神保健に係る普及啓発活動を行った。

また、旭川市自殺対策推進計画に基づく取組を推進するため、新規事業として、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するゲートキーパー養成研修を開催した。

【事業実績】

・精神保健相談件数	1,758 件
・家庭訪問	78 回
・健康教育	5 回 延べ 141 人
・自殺対策ネットワーク会議	2 回 参加者 31 人
・ゲートキーパー養成研修	2 回 参加者 21 人
・自死遺族わかちあいの会	5 回 参加者 27 人
・若年層向け自殺防止研修会	6 回 参加者 264 人
・ひきこもり親の会	1 回 参加者 8 人
・精神科病院実地指導	5 病院
・各種届出等進達業務	2,981 件

3 旭川いのちの電話相談員養成事業【事業費見込額 748 千円】

社会福祉法人旭川いのちの電話が実施する相談員養成事業に対して補助金を交付し、相談員の養成、確保及び相談員の資質の向上を図った。

【令和3年度の主な事業】

<健康推進係>

1 がん対策事業【事業費 219,235 千円】

がん検診（胃がん，子宮がん，乳がん，肺がん，大腸がん）ピロリ菌検査，HPV検査を実施し，がんの早期発見，早期治療に繋がる取組を推進する。また，市民を対象にした講演会「がん予防学級」の開催や，ショッピングモールでの検診PRを行い，がん予防の普及啓発を行う。

2 健康増進対策事業【事業費 633 千円】

市民の「運動，栄養，休養」の調和のとれた健康意識の啓発として，引き続きあさひかわ健康マイレージ事業を行う。また，喫煙防止，禁煙支援として，出前講座や，妊婦向けのリーフレットを作成，配布する。

3 歯科保健推進事業【事業費 3,430 千円】

妊産婦等を対象とした歯周病ケア普及歯科健診事業や，幼児のむし歯予防としてフッ素洗口事業への補助等を行い，市民の口腔衛生意識の普及啓発を行う。また，上川中部地域において総合的な歯科保健対策の推進を目的に活動する上川中部地域歯科保健協議会に対して負担金を支出する。

4 難病相談支援事業【事業費 7,517 千円】

北海道が実施する指定難病患者等への特定医療費の支給に係る申請等の受付や難病患者等からの相談への対応を行う。また，難病患者団体への事業補助や難病対策地域協議会の運営などを通して，他機関と連携して難病患者への支援体制を確保し，患者が安定した療養生活を確保できるよう支援を行う。

<保健予防係>

1 感染症予防対策事業（新型コロナウイルス感染症を除く）【事業費 18,453 千円】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い，対面での実施が困難な一部の事業を休止していたが，令和3年度は流行状況を注視しつつ，HIV検査や梅毒検査など一部事業を再開する。

また，東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い，新型コロナウイルス感染症を始め，その他の感染症の流行も懸念されることから，全国での発生状況を注視し，輸入感染症や集団感染等に対し，適切に対応する。

- 2 予防接種事業（新型コロナウイルスワクチンを除く。）【事業費 781,140 千円】
昨年度から追加になったロタウイルスに係る予防接種や今年度で終了する風しんの追加的対策などの対象者のうち、希望する方が受検できるよう、様々な機会を通じて周知を行うとともに、風しん抗体価の低い方が予防接種を受けられるよう、更なる周知を図る。

<こころの健康係>

- 1 精神障がい者医療費助成事業【事業費 16,607 千円】
精神科病院に入院した精神障がい者に入院医療費の一部を助成することにより、治療の徹底と社会復帰を促進するなど、精神障がい者の福祉の増進を図る。
- 2 地域精神保健活動【事業費 3,360 千円】
精神障がい者の社会復帰を推進するため、精神保健関係機関等との連携を図るとともに、精神科医や保健師等による相談、保健指導を実施するほか、精神保健に係る普及啓発活動を行う。
また、旭川市自殺対策推進計画に基づき、自殺防止事業の推進を図る。
- 3 旭川いのちの電話相談員養成事業補助金交付事業【事業費 800 千万】
社会福祉法人旭川いのちの電話が実施する相談員養成事業に対して補助金を交付し、相談員の養成、確保及び相談員の資質の向上を図る。

【令和2年度の主な事業】

<地域保健担当>

- 1 保健事業 【事業費見込額 3,554 千円】
 - 健康教育
生活習慣病の予防等を目的とした講話及び地域や企業等との協働事業の実施。
【実績】 19回（参加人数 620人）
 - 健康診査
40歳以上の生活保護受給者等に対する健診と保健指導の実施。
【実績】 48人
 - 健康相談
健康課題を有する者に対する個別相談を通じた保健指導の実施。
【実績】 延 463人
- 2 国保特定保健指導等 【事業費見込額 8,830 千円】
【実績】 支援件数 実数 4,163人

<栄養担当>

- 1 離乳食教室・離乳食説明会（前期・後期）【事業費見込額 11 千円】
【実績】 18回（参加者 121人）
- 2 食生活改善推進員養成講座【事業費見込額 58 千円】
食生活改善活動に必要な知識や技術を身に付けた食生活改善推進員を養成する講座を開催。
【実績】 延 41人受講
- 3 食育推進会議の開催【事業費見込額 130 千円】
【実績】 2回開催
- 4 あさひかわ食の健康づくり応援の店（予算措置なし）
市民の食品選択や外食時に健康管理上の適切な選択を支援するため、外食料理店やスーパー等において、健康情報の提供や栄養成分表示を行う店舗を登録し、市民に周知する。
【実績】 登録数 39件

【令和3年度の主な事業】

<地域保健担当>

- 1 保健事業 【事業費 3,611 千円】
 - (1)健康教育
 - ・健康づくりプラス1推進事業（職域の健康づくり）
 - ・地区組織等への出前講座
 - ・地域と協働の健康づくり（西神楽まちなか保健室）
 - ・ローソンとの協働事業
 - (2)健康相談（来所・電話等）
 - (3)健康診査（生活保護受給者等）
- 2 国保特定保健指導等 【事業費 9,692 千円】

<栄養担当>

- 1 離乳食教室 【事業費 67 千円】

対象者：4か月から1歳児を持つ保護者

回数：前期5回
後期4回
- 2 食生活改善地域講習会 【事業費 497 千円】

市民や未就学児を対象に年20回開催
- 3 食育推進会議 【事業費 281 千円】

年2回開催
- 4 あさひかわ食の健康づくり応援の店推進事業 【事業費 44 千円】
- 5 食育アンケート調査及び栄養調査【予算額 1,870 千円】

市民3,000名を対象とした食育に関するアンケート調査及び栄養調査

【令和2年度の主な事業】

<生活衛生係>

生活衛生指導費【事業費見込額 6,181千円】

(1) 各施設監視状況

	施設数	監視件数
理容所	397	13
美容所	811	40
興行場	7	1
旅館業	165	36
公衆浴場	66	49
クリーニング工場	59	0
火葬場	1	1
化製場等	7	4
温泉利用施設	8	9
特定建築物	160	29
建築物登録事業所	110	14
遊泳用プール	12	12
専用水道	13	7
計	1,816	215

(2) 各維持管理等報告の徴収

	徴収件数
特定建築物維持管理報告	150
建築物事業登録実績報告	106
専用水道水質検査等結果報告	156
計	412

(3) 各種検査実施施設数

	施設数
浴槽水質検査	52
プール水質検査	12
計	64

(4) 衛生害虫等相談件数 9件 ※蜂の相談を除く

(5) 生活衛生団体の育成 研修会等への講師派遣 2回
(受講者数：美容業 22名，遊泳用プール 31名)

(6) 各種調査・報告業務

- ・公衆浴場経営実態調査
- ・公衆浴場基本調査
- ・水道統計調査
- ・水道水質関連調査
- ・温泉利用状況報告

<食品保健係>

食品衛生指導費 【事業費見込額 5,540千円】

(1) 食品関係施設の監視指導

許可等件数	立入計画日数	立入実施回数	違反件数※	実施率
7,350	1,071	618	0	57.7%

(2) 食品の収去件数

収去計画数	収去検体数	違反件数※	実施率
440	271	0	61.6%

(3) 食中毒の発生状況（令和2年度）

発生月	患者数	病因物質	原因施設	原因食品
令和3年3月	1	アニサキス	不明	不明

(4) 食品衛生法改正に伴う対応

HACCP義務化に伴う周知

- ・周知用リーフレット送付による法改正の周知（約2,300施設）
- ・衛生管理講習会（HACCP）の実施（計6回，235人参加）

※行政処分又は文書指導を行ったもの

<試験検査係>

試験検査費 【事業費見込額 36,545 千円】

(1) 生物検査

①腸内細菌検査（食中毒、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づく行政検査及び水道従事者、給食施設従事者等からの検便等の依頼検査）

検査項目：赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌等

②食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：一般細菌数，大腸菌，黄色ブドウ球菌等

③水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係営業者等からの依頼検査）

検査項目：一般細菌数，大腸菌，その他の細菌等

④新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策としてのPCR検査

各検査実施件数

(単位：件)

	腸内細菌検査	水質等細菌検査	食品等細菌検査	ウイルス検査	新型コロナウイルス
依頼検査	547	302	18	0	0
行政検査	25	119	74	4	8,175

(2) 理化学検査

①食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：食品添加物，残留農薬，放射性物質等

②水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係営業者等からの依頼検査）

検査項目：化学的成分試験，簡易試験，一般試験等

③空気質検査（室内空気中の化学物質を依頼により測定）

検査項目：ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン等

各検査実施件数

(単位：件)

	水質等理化学検査	食品等理化学検査	室内空気中化学物質検査
依頼検査	257	41	157
行政検査	104	69	0

【令和3年度の主な事業】

<生活衛生係>

生活衛生指導費 【事業費 6,590 千円】

(1) 生活衛生関係営業施設（監視計画数）

- ・公衆浴場（45件）
- ・旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所など）（45件）
- ・興行場（2件）
- ・理容所、美容所（65件、130件）
- ・クリーニング所（20件）

(2) 生活衛生関係営業以外の施設

- ・特定建築物（50件）
- ・建築物登録業（30件）
- ・火葬場（1件）
- ・化製場等（6件）
- ・専用水道（13件）
- ・温泉利用施設（8件）

※上記施設のうち、令和3年度は令和2年度に新型コロナウイルスの影響により、監視指導できなかつた施設について、監視指導要領に基づき重点的に立入調査を行う予定。

<食品保健係>

食品衛生指導費 【事業費 19,683 千円】

(1) 主な事業

- ① 営業許可・届出施設の監視指導
- ② 収去検査
- ③ 食中毒警報発令
- ④ 衛生講習会の実施

(2) 食品衛生法改正に伴う対応

- ① 営業の届出制度の周知
 - ・市ホームページの活用
 - ・周知用リーフレットの送付（約400施設）

② 自主衛生管理の推進（H A C C P義務化に伴う対応）

- ・ H A C C P 導入に係る指導助言

<試験検査係>

試験検査費 【事業費 25,504 千円】

(1) 生物検査

- ①腸内細菌検査（食中毒，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づく行政検査及び水道従事者，給食施設従事者等からの検便等の依頼検査）

検査項目：（赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌等）

- ②食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：一般細菌数，大腸菌，黄色ブドウ球菌等

- ③水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係営業者等からの依頼検査）

検査項目：一般細菌数，大腸菌，その他の細菌等

- ④新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策としてのP C R検査

(2) 理化学検査

- ①食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：食品添加物，残留農薬，放射性物質等

- ②水質検査（飲用井戸，公衆浴場，プールなどの行政検査及び一般住民，食品関係営業者等からの依頼検査）

検査項目：化学的成分試験，簡易試験，一般試験等

- ③空気質検査（室内空気中の化学物質を依頼により測定）

検査項目：ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン等

【令和2年度の主な事業】

1 動物愛護管理事業 【事業費見込額 19,718 千円】

動物愛護センターに収容する動物の適正な飼養管理を行うことで、収容動物の返還数や譲渡数を上げ、犬猫の殺処分頭数の減少を図る。

また、動物愛護や正しい飼い方の普及啓発等を推進するとともに、関係機関や団体等と連携を図り、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与する。

【実績】	収容頭数	譲渡数	返還数	殺処分数	その他
犬	53 (16)	24	28	0	1
猫	278 (87)	231	6	0	41

※収容頭数の（ ）は、飼い主からの引取り頭数（内数）

2 狂犬病予防対策事業 【事業費見込額 9,028 千円】

公衆衛生の向上並びに社会生活の安全のため、関係機関や団体等との連携・協力のもと、犬が人や家畜等に害を加えぬよう、登録や狂犬病予防注射を実施する。

【実績】	犬の新規登録数	1,212 頭
	犬の総登録数（令和3年3月末時点）	16,037 頭
	狂犬病予防注射実施頭数	11,354 頭
	狂犬病予防注射実施率	70.8%

3 防疫対策事業 【事業費見込額 539 千円】

ねずみ・衛生害虫・危険害虫等の発生防止・指導・啓発等に関する業務並びに水害時における消毒業務等を実施する。

【実績】	生活弱者世帯等における蜂駆除委託件数	35 件
	蜂の駆除用防護服貸出件数	62 件

4 動物愛護基金積立金 【事業費見込額 33,877 千円】※令和2年度新設

動物愛護のために本市へ寄せられた寄附金を基金に積み立て、動物愛護センターに収容する動物の飼養管理及び譲渡推進、同センターの施設整備、動物愛護の普及啓発等の事業に必要な経費の財源に充てる。

【実績】	寄附金額	33,876,452 円 (2,469 件)
------	------	------------------------

5 旭川市動物の愛護及び管理に関する条例・旭川市動物愛護基金条例の制定

有識者や公募参加者から構成される「旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会」や意見提出手続（パブリックコメント）で出された意見等をもとに、令和2年度に制定した（概要は別紙のとおり）。

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例・旭川市動物愛護基金条例について

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例

1 条例の制定理由

平成 24 年に開設した旭川市動物愛護センター「あにまある」のこれまでの取組，近年のペットに関する問題（多頭飼育崩壊，災害発生時のペットの取扱い等），動物の愛護及び管理に関する法律の改正などを踏まえ，市・市民の動物愛護・管理に関する責務や，飼い主がペットを飼養する上での遵守事項，その他動物愛護・管理に関する業務について必要な事項を定め，「人が動物と共生する心豊かな社会の実現」に向けた取組をさらに推し進めていくことを目的に条例を制定。

2 条例の主な内容

- (1) 市・市民・飼い主の責務
- (2) 飼い主の遵守事項
- (3) 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項
- (4) 犬・猫の多頭飼養に関する届出
- (5) 災害発生時の措置
- (6) 動物（犬・猫・その他の動物）の引取り，野犬の捕獲等
- (7) 収容動物の取扱い（治療，譲渡等）
- (8) 犬による事故発生時の措置，立入調査等
- (9) 動物愛護センター（設置，事業等）
- (10) 雑則（動物愛護管理担当職員，手数料等）・罰則

3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日（犬・猫の多頭飼養に関する届出については，令和 3 年 6 月 30 日を期限とする経過措置を実施）

旭川市動物愛護基金条例

1 条例の制定理由・制定内容

動物愛護に関する寄附金の受皿として，収容動物の飼養管理・譲渡推進，旭川市動物愛護センター「あにまある」の施設整備，動物愛護の普及啓発等，動物の愛護及び管理に関する事業に必要な経費の財源に充てることを目的とした基金設置のため条例を制定。

2 施行日

令和 3 年 2 月 25 日

※ 令和 2 年 11 月からあさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）の使い途として「動物愛護」を追加したことにより寄せられた寄附金（令和 3 年 3 月末現在：33,876,452 円）を基金に積み立てる。

【令和3年度の主な事業】

1 動物愛護管理事業 【予算額 23,167 千円】

動物愛護センターに収容する動物の適正な飼養管理を行うことで、収容動物の返還率や譲渡率を上げ、犬猫の殺処分頭数の減少を図る。

また、動物愛護や正しい飼い方の普及啓発等を推進するとともに、関係機関や団体等と連携を図り、人と動物が共生する心豊かな社会の実現に寄与する。

今年度は、4月に施行した「旭川市動物の愛護及び管理に関する条例」を周知し、動物愛護・適正飼養の普及啓発をさらに推進していくとともに、同条例で新たに設けた多頭飼養（犬・猫合計10頭以上）の届出制度により、多頭飼育崩壊（犬・猫の過剰繁殖により、飼い主が適正飼養できなくなった状態）の未然防止等に努める。

2 狂犬病予防対策事業 【予算額 9,465 千円】

公衆衛生の向上並びに社会生活の安全のため、関係機関や団体等との連携・協力のもと、犬が人や家畜等に害を加えぬよう、登録や狂犬病予防注射を実施する。

3 防疫対策事業 【予算額 839 千円】

ねずみ・衛生害虫・危険害虫等の発生防止・指導・啓発等に関する業務並びに水害時における消毒業務等を実施する。

4 動物愛護基金積立金事業 【予算額 23,320 千円】

動物愛護のために本市へ寄せられた寄附金を基金に積み立て、動物愛護センターに収容する動物の飼養管理及び譲渡推進、同センターの施設整備、動物愛護の普及啓発等の事業に必要な経費の財源に充てる。

積み立てた寄附金について、今年度は、収容動物の診療に用いるデジタルX線画像診断機器の更新や、医薬品・ワクチン・ペットフードの購入等に活用する予定。

【令和2年度の主な事業】

食肉検査事業【事業費見込額 35,879千円】

安全で衛生的な食肉の生産・流通のため、次の事業を実施した。

- ・と畜場に搬入された獣畜のと畜検査
- ・と畜場に併設する食肉処理場等及びと畜場の附帯施設の監視・指導
- ・TSE（伝達性海綿状脳症）対策としての特定部位の除去等の確認
- ・と畜場のHACCP※に沿った衛生管理の推進

※HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、食品を製造・加工する際の全ての工程について、微生物汚染等の危害（HA）をあらかじめ分析し、その結果に基づいて重要な管理ポイント（CCP）を定め、これを連続的に管理することによって製品の安全性を確保する衛生管理の手法。

- ・残留動物用医薬品検査
- ・生産者へ検査データの還元
- ・食肉の輸出に係る衛生証明書の発行

令和2年度実績

と畜検査頭数 (頭)	牛（生後1年以上）	19,989
	牛（生後1年未満）	82
	馬	3
	豚	70,217
	めん山羊	1,330
	計	91,621
精密検査件数（件）		1,137
監視指導件数（回）		349
と畜場の衛生管理状況検査（枝肉）検体数（件）		180
収去検査（残留動物用医薬品）検体数（件）		110
疾病発生状況データ還元数（回）		175
輸出証明書発行件数（件）		8

【令和3年度の主な事業】

食肉検査事業【事業費 35,660千円】

安全で衛生的な食肉の生産・流通のため、次の事業を実施する。

- ・と畜場に搬入された獣畜のと畜検査
- ・と畜場併設食肉処理場等、附帯施設の監視・指導
- ・T S E（伝達性海綿状脳症）対策として特定部位の除去等の確認
- ・残留動物用医薬品検査
- ・生産者へ検査データの還元
- ・食肉の輸出に係る衛生証明書の発行
- ・と畜場のH A C C Pに沿った衛生管理に対する外部検証※

※外部検証

と畜場において実施されるH A C C Pに沿った衛生管理が適切に実施されていることを確認するためにと畜検査員（食肉衛生検査所に勤務する獣医師）が次の項目について検査又は試験を行うこと。

- ①と畜場の設置者等が作成する衛生管理計画及び手順書の確認
- ②と畜場の設置者等による衛生管理の実施記録の確認及び現場での実施状況の確認
- ③衛生指標菌を用いた微生物試験